新型コロナウイルス感染症に係る融資制度(令和2年3月19日時点) 1/2

| 所 管 | | | | 国(経 | 済産業省) | | | | |
|-------|--|---|---|--|--|--|--|--|---|
| 名 称 | 新型コロナウイルス 感染症特別貸付 | 【新規】 商工中金による 危機対応融資 | (特別利子補給制度) | 【新規】 生活衛生新型コロナ ウイルス感染症特別貸付 | 【新規】 (特別利子補給制度) | 衛生環境激変対策 特別貸付 | 【既存制度】 セーフティネット貸付 (要件緩和) | 【既存制度】 新型コロナウイルス 対策マル経(拡充) | 【新規】【既存制度】 新型コロナウイルス 対策衛経(拡充) |
| 融資対象 | 同期と比較して5%以上減少した 方 | 新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来たし、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 | 左記「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「商工中金による危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方①個人専業主:要件なし②小規模事業者(法人):売上高▲15%。③中小企業者:売上高▲20% ※小規模要件・運輸業、その他業種は従業員20名以下・卸売業、小売業、サービス業は、従業員5名以下 | 生活衛生関係の事業を営み、 新型コロナの影響を受け、一時 的な業況悪化を来たし、最近1 か月の売上高が前年又は前々 年の同期と比較して5%以上減 少した方 ※生活衛生関係の事業: 飲食業、食肉販売業、理・美容業、ク リーニング業、ホテル・旅館業など | ①個人事業主:要件なし ②小規模事業者(法人) :売上高▲15% ③中小企業者 :売上高▲20% | | 今後の影響が見込まれる 事業者全て | 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ※小規模要件・運輸業、その他業種は従業員20名以下・卸売業、小売業、サービス業は、従業員5名以下 | 生活衛生関係の事業を 営み、最近1か月の売上 高が前年または前々年 の同期と比較して5%以上 減少している小規模事業 者の方 ※生活衛生関係の事業: 飲食業、食肉販売業、理・美 容業、クリーニング業、ホテ ル・旅館業など |
| 資金使途 | 運転資金、設備資金 | 運転資金、設備資金 | (左記と同じ) | 運転資金、設備資金 (※振興計画認定組合の組合員 以外は、設備資金のみ) | (左記と同じ) | 運転資金 | 運転資金、設備資金 | 運転資金、設備資金 | 運転資金、設備資金 |
| 融資限度額 | 中小企業事業:3億円(※1) 国民生活事業:6,000万円(※2) | 31息円(※3) | 【利子補給対象上限額】 ※1 中小企業事業:1億円 ※2 国民生活事業:3,000万円 ※3 危機対応融資:1億円 | 6,000万円 (別枠) | 【利子補給対象上限額】 3,000万円 | 1,000万円 (別枠) | 中小企業事業: 7.2億円 国民生活事業: 4,800万円 | 1,000万円 (別枠) | 1,000万円 (別枠) |
| 融資期間 | 設備資金:20年以内 運転資金:15年以内 (据置期間5年以内) | 設備資金:20年以内 運転資金:15年以内 (据置期間5年以内) | 【利子補給期間】 当初3年間 | 設備資金:20年以内 運転資金:15年以内 (据置期間5年以内) | 【利子補給期間】 当初3年間 | 7年以内 (据置期間2年以内) | 設備資金:15年以内 運転資金:8年以内 (据置期間:3年以内) | 設備資金10年以内 (据置期間4年以内) 運転資金7年以内 (据置期間3年以内) | 設備資金10年以内 (据置期間4年以内) 運転資金7年以内 (据置期間3年以内) |
| 融資利率 | 【当初3年間】基準金利▲0.9% 中小企業事業:1.11%→0.21% 国民生活事業:1.36%→0.46% | 【当初3年間】 基準金利▲0.9% 1.11%→0.21% (金利引下げは中小企業者のみ) | (左記と同じ) | 【当初3年間】 基準金利▲0.9% 1.36%→0.46% | (左記と同じ) | 基準金利:1.91% (※振興計画認定組合の 組合員は、▲0.9%) | 中小企業事業:1.11% 国民生活事業:1.91% | 【当初3年間】▲0.9% 経営改善利率 1.21%→0.31% | 【当初3年間】▲0.9% 経営改善利率 1.21%→0.31% |
| 信用保証料 | 不要 | 不要 | _ | 不要 | _ | | 不要 | 不要 | 不要 |
| 利子補給 | ※右の「特別利子補給制度」 を利用した場合、 3年間は実質無利子化 | ※右の「特別利子補給制度」 を利用した場合、 3年間は実質無利子化 | 3年間は、実質無利子化 (※詳細は、別途決定) | ※右の「特別利子補給制度」 を利用した場合、 3年間は実質無利子化 | 3年間は、実質無利子化 (※詳細は、別途決定) | なし | なし | なし | なし |
| 問合せ先 | 日本政策金融公庫 0120-154-505 | 商工中金相談窓口 0120-542-711 | 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544 | 日本政策金融公庫 0120-154-505 | 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544 | 日本政策金融公庫 0120-154-505 | 日本政策金融公庫 0120-154-505 | 日本政策金融公庫 近隣の商工会・ 商工会議所 | 日本政策金融公庫 0120-154-505 |

【資金繰り支援全般に関する相談窓口】

○ 日本政策金融公庫相談ダイヤル : 0120-154-505

○ 中小企業金融相談窓口 : 03-3501-1544 ○ 金融庁相談ダイヤル : 0120-156-811

【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】

○ 東京商工会議所 : 03-3283-7500 ○ 東京都商工会連合会 : 042-500-1140○ 東京都中小企業団体中央会 : 03-3542-0386 ○ 東京都よろず支援拠点 : 03-6205-4728

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度(令和2年3月19日時点) 2/2

| 所 管 | 東京都(産業労働局) | | | | | | |
|-------|--|--|---|--|--|--|--|
| 名 称 | 新型コロナウイルス感染症 対応緊急融資 | 新型コロナウイルス感染症 対応 緊急借換 | 危機対応融資 | | | | |
| 融資対象 | 次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナにより事業活動に影響を受けていること ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見 込みが令和元年12月以前の直近同月比で 5%以上減少していること | 次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナにより事業活動に影響を受けていること ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見 込みが令和元年12月以前の直近同月比で 5%以上減少していること ・東京信用保証協会の保証付融資を利用 していること ・事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営 改善に取り組むこと | 次の要件を満たし、国の危機関連保証に係る 区市町村の認定を受けた中小企業者又は組 合・新型コロナの影響により、経営に支障をきていていること・最近1か月の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少が見込まれること | | | | |
| 資金使途 | 運転資金·設備資金 | 運転資金 | 運転資金·設備資金 | | | | |
| 融資限度額 | 2億8,000万円 (無担保8,000万円) | 2億8,000万円 (無担保8,000万円) | 2億8,000万円 (無担保8,000万円) ※一般の保証枠とは別枠 | | | | |
| 融資期間 | 運転資金10年以内 (据置期間2年以内) 設備資金15年以内 (据置期間3年以内) | 10年以内 (据置期間2年以内) | 10年以内 (据置期間2年以内) | | | | |
| 融資利率 | 融資期間・保証条件に応じて、 1.5%~2.4%以内 | 融資期間・保証条件に応じて、 1.5%~2.2%以内 | 融資期間に応じて、 1.5%~2.0%以内 | | | | |
| 信用保証料 | 都が全額を補助 | 都が全額を補助 (条件により補助が3分の2の場合あり) | 都が全額を補助 | | | | |
| 利子補給 | なし | なし | なし | | | | |
| 問合せ先 | 産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 | 産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 | 産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 | | | | |

【資金繰りに関する特別相談窓口】 産業労働局 金融部金融課 : 03-5320-4877

【経営に関する特別相談窓口】

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 : 03-3251-7881

(参考)

| 所 管 | 東京都(産業労働局) |
|-------|---|
| 名 称 | 【新規】 中小企業従業員向けの 生活資金融資 |
| 融資対象 | 次の条件を要件を満たし、次の条件をすべて 満たす中小企業で働いている従業員 ・現在の勤務先に6か月以上勤務している方 ・現住所に3か月以上居住し、勤務先か住所の いずれかが都内の方 ・年間収入(税込)が800万円以下の方 ・住民税を滞納していない方 ・資金使途が生活の安定のためであって、返済 の見込みのある方 |
| 資金使途 | 生活資金 |
| 融資限度額 | 100万円 |
| 融資期間 | 5年以内 |
| 融資利率 | 1.8% ※全額都が負担 |
| 信用保証料 | 都が全額を補助 |
| 利子補給 | 利子は全額都が負担 |
| 問合せ先 | 産業労働局雇用就業部労働環境課 03-5320-4653 |